

第13回

南丹市都市計画審議会

議事録

1. 開催日時	平成28年7月6日(水) 午後2時00分より午後3時00分まで
2. 開催場所	南丹市国際交流会館2階第1・2研修室
3. 議案	1ページ
4. 資料	別添 資料一式
5. 委員の出席状況	2ページ
6. 説明員及び関係職員	3ページ
7. 議事顛末	4ページ

審議案件

議案 番号	件 名	概 要
1	南丹都市計画 旧川辺小学校地区地区計画の決定 (南丹市決定) について	市街化調整区域内に立地する小学校跡地施設の利活用を推進するために、施設利用の方向性を地区計画決定しようとするもの。
2	南丹都市計画 旧新庄小学校地区地区計画の決定 (南丹市決定) について	
3	南丹都市計画 旧吉富小学校地区地区計画の決定 (南丹市決定) について	
4	南丹都市計画 内林町地区地区計画の変更(南丹市決定) について	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正に伴い、「ナイトクラブ」の用途の制限を無くしようとするもの。

2. その他

立地適正化計画策定に係る小委員会の設置について

委員の出席状況

全委員数 19名
出席委員数 14名
欠席委員数 5名

□ 都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項に基づく委員

《学識経験者》

ひゅうが すすむ 日向 進	京都工芸繊維大学名誉教授	出
やまぐち ひとし 山口 均	学校法人二本松学院法人事務局参事	出
のなか かずみ 野中 一二三	南丹市農業委員会会長	出
のなか けんいち 野中 健一	一級建築士	出
かきむら かずお 垣村 和男	西日本旅客鉄道株式会社園部駅長 行政経験者	欠 出

《市議会議員》

こなか あきら 小中 昭	南丹市議会議長	出
もり ためつぐ 森 爲次	南丹市議会総務常任委員長	出
かわかつ のりあき 川勝 儀昭	南丹市議会産業建設常任委員長	出

□ 都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく委員

《関係行政機関》

たけだ よしふみ 武田 義史	南丹市教育委員長	出
-------------------	----------	---

《京都府関係》

きのした なおき 木下 直己	京都府南丹広域振興局企画総務部長	出
つじ けんいち 辻 謙一	京都府南丹広域振興局建設部長 京都府南丹土木事務所長	出
てらむら しょうじ 寺村 正二	南丹警察署長	出

《市民》

いじり まさる 井尻 勝	公募	欠
いぬいし けいいち 犬石 圭一	公募	欠
なかがわ たつじ 中川 辰次	公募	欠
まえだ としみち 前田 利通	公募	出
にしだ ふきこ 西田 富喜子	公募	欠
やまうち のりこ 山内 紀子	公募	出

説明員及び出席職員

南丹市長

佐々木 稔納

・説明員

南丹市土木建築部長

柴田 建司

〃 〃 都市計画課長

森 雅彦

・事務局

南丹市土木建築部長

柴田 建司

〃 〃 都市計画課長

森 雅彦

〃 〃 主幹

人羅 均

〃 〃 〃 計画係 係長

秦 洋祐

〃 〃 〃 〃 主任

橋本 達矢

〃 〃 〃 〃 主事

木村 幸裕

〃 〃 〃 〃 技師

井尻 麻美

〃 企画政策部長

堀江 長

〃 〃 企画振興課長

中西 明広

議事の顛末

発 言 者	発 言 内 容 等
(1) 開会	
事務局 (柴田部長)	失礼いたします。定刻前ではございますが、全員お揃いいただきましたので、ただ今から第 13 回南丹市都市計画審議会を開催させていただきます。 私、本日の司会を務めさせていただきます、土木建築部長の柴田でございます。本年4月の人事異動によりまして土木建築部長を拝命をいたしました。皆様方には大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。 本日はそれぞれ委員の皆さま方には何かとご多忙のところ、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。最初に委員の皆さま方にお断りをさせていただきますが、本日の審議会につきまして、会議録を取るために録音等をさせていただきますと存じます。その点ご承知いただきますようよろしくお願いを申し上げます。
(2) 委員・職員等紹介	
事務局 (柴田部長)	さて、4月それぞれの組織における人事異動に伴いまして、当審議会の委員に変更が生じたので、ご紹介させていただきます。 まず、「林 昌明」様に代わりまして新たに南丹市教育委員長としてご就任されました「武田 義史」様でございます。
武田委員	武田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (柴田部長)	続きまして、「荒田 豊」様に代わりまして新たに京都府南丹広域振興局企画総務部長にご就任されました「木下 直己」様でございます。
木下委員	木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (柴田部長)	続きまして、「角野 和弘」様に代わりまして新たに京都府南丹警察署長にご就任されました「寺村 正二」様でございます。
寺村委員	寺村の代理の谷口と申しますよろしくようお願いいたします。
事務局 (柴田部長)	以上、3名の皆さんが本日から平成29年12月3日までの間、当審議会の委員としてお世話になることとなります。それぞれ大変お世話になりますが、よろしく願いをいたします。 それでは、委嘱状につきましては、席上にお配りをさせていただいておりますので、ご確認のほど、よろしく願いをいたします。 平成29年12月3日までの間、大変お世話になりますが、よろしくようお願いいたします。 併せまして、本日、審議会の開催にあたり、出席しております理事者及び事務局であります都市計画課の職員並びに地域振興課の職員を紹介させていただきます。 佐々木稔納 南丹市長でございます。
佐々木市長	お世話になります。よろしくお願いいたします。
事務局 (柴田部長)	(以下、職員よりそれぞれ一言ずつ) 土木建築部都市計画課 課長 森でございます。

発 言 者	発 言 内 容 等
	ましてのごあいさつとさせていただきます。お世話になります。どうぞよろしくお願いいいたします。
(4) 会長挨拶	
事務局 (柴田部長)	ありがとうございました。続きまして、日向会長からごあいさつをいただきます。
日向会長	失礼します。暑いとしか言いようがないのですけれども、先だって7人の方が命を落とされるという事件がありましたけれども、新聞の報道で知ったんですけれども、そのうちの女性の1人、面識はなかったんですけれども、指導の教授が同じ分野でしておりまして、それでちょっと驚いたというか言葉を失っているんですけれども、それぞれ皆さん、社会的な基盤づくりに汗をかいていらっしやったとうわけですけれども、この都市計画審議会もこういった意味では社会的な基盤づくりということで資することは大きいと思うわけでありまして、これからしばらくご審議よろしくお願いいいたしたいと思っております。
事務局 (柴田部長)	どうもありがとうございました。本日ご審議いただきます案件につきましては、平成28年6月17日に佐々木市長から日向会長へ諮問させていただいております。 ここで、佐々木市長につきましては、公務の都合上、退席させていただきますたくことをご了承いただきたいと存じます。
佐々木市長	すいません。よろしくお願いいいたします。
(5) 都市計画案件の審議	
事務局 (柴田部長)	それでは、審議に入ります前に、資料の確認をお願いしたいと存じます。 開催通知と併せまして、今回市長から審議会に対しましての諮問書の写し、次第、議案書を送付させていただきましたけれども、皆さま方本日お持ちいただいておりますでしょうか。 ありがとうございます。
事務局 (柴田部長)	それでは、議案の審議に移らせていただきたいと思います。その前に本日の議案といたしまして、先ほど市長のあいさつにもありましたが、小学校跡地施設の利活用に係る地区計画の策定がございまして、まずは、この地区計画の策定に至った経過を企画政策部長からご説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。
事務局 (堀江部長)	失礼をいたします。先ほど市長からもございましたように、本市におきましては少子化が急速に進みまして市内の小中学校の児童数が減少いたしましたことから、学校の規模の適正化・適正配置を進めると共に、より良い環境を教育環境の整備が課題となってまいりました。 このことに伴いまして、小学校の再編を進めまして平成27年4月に園部町及び八木町の6校、平成28年の4月には美山町の4校が閉校となったところでございます。すでに閉校となっております、日吉町の旧五ヶ荘小学校と合わせまして、11の施設の利活用方法につきまして地域の思いを集約するために、学校区ごとに検討組織を設置をいただきまして、市職員も参加するなかで精力的に利活用方法を検討いただいております。その検討を通じまして、提出いただきました要望書を具現化するために、法的な手続きに取り組んでいくこと

発 言 者	発 言 内 容 等
	<p>となっているところでございます。</p> <p>このような経過のなか、小学校跡地施設のなかで、川辺・吉富・新庄の3校については市街化調整区域内に立地をしております関係上、都市計画法に限定列挙された建物以外は立地が許容されず、学校から他の用途へ変更する場合においても、厳しい規制がかかるため、利活用行うにあたりまして大きな課題となってまいりました。そこで、地域の要望に沿った利活用を可能とするため、市の都市計画マスタープランとの整合を図りながら、都市計画法第34条第1項中第10号に規定される地区計画の策定をすすめることとなったところでございます。</p> <p>地区計画は、本来街区等の大きな区画に策定するものですが、小学校跡施設を新たな拠点とすることで、地域の活性化に繋がりたいと地元検討組織からの強い要望に対応するため、小学校跡施設の敷地を範囲として限定をしまして施設利活用に特化した計画をすすめることとなったところでございます。</p> <p>以上、地区計画を策定することとなりました経過の報告とさせていただきます</p>
事務局 (柴田部長)	<p>それでは、議案の審議に移らせていただきます。南丹都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が兼ねることとなっておりますので、日向会長どうぞよろしくお願いいたします。</p>
日向会長	<p>それでは、改めまして本日はご多忙のところご参集いただきまして、ありがとうございます。本日の審議事項は4件でございます。</p> <p>議事に入ります前に、本日の審議会の議事を記録いたしますので、議事録署名人をお願いする委員さんお二人を指名させていただきますが、森委員さんと前田委員さんをお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>まず、はじめに「議案第1号 南丹都市計画 旧川辺小学校地区地区計画の決定（南丹市決定）について」を審議することになりますが、議案第1号から第3号まではいずれも小学校施設利活用に関する地区計画で関連がありますので、一括で審議することが望ましいかと思っておりますけれども、それでご異議ございませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
日向会長	<p>異議なしと認めますので、事務局より議案第1号から第3号まで、一括で説明を求めます。</p>
<p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p> <p>議案第3号</p>	<p>南丹都市計画 旧川辺小学校地区地区計画の決定（南丹市決定）について</p> <p>南丹都市計画 旧新庄小学校地区地区計画の決定（南丹市決定）について</p> <p>南丹都市計画 旧吉富小学校地区地区計画の決定（南丹市決定）について</p>
事務局 (森課長)	<p>それでは、失礼をいたします。</p> <p>まず議案の説明に入ります前に、地区計画についてご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>地区計画とは、建築物の建築形態や公共施設その他の施設の配置等から見て、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備、開発、保全するための計画でございます。</p> <p>南丹市におきましては、現在7地区で地区計画を定めておりまして、建築物等の用途や形態、高さなどの制限を設けて良好な街並みの</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
	<p>形成に寄与しているところでございます。</p> <p>今回の都市計画審議会におきましては、これら7地区のうち1地区の内容変更と、小学校跡地施設利活用を目的として新たに3地区の地区計画の策定を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議長から一括説明を求められましたので、「議案第1号 南丹都市計画 旧川辺小学校地区地区計画（南丹市決定）について」、「議案第2号 南丹都市計画 旧新庄小学校地区地区計画の決定（南丹市決定）について」及び「議案第3号 南丹都市計画 旧吉富小学校地区地区計画の決定（南丹市決定）について」を一括でご説明申し上げます。</p> <p>まず、議案第1号でございますが、本地区計画では市街化調整区域に立地する小学校再編に伴う小学校跡地施設の利活用を推進し地域の活力維持を目指すために、施設利用の方向性を建築物の用途の制限等により定めております。</p> <p>それでは、議案第1号の1ページを（総括図でございます）ご覧ください。旧川辺小学校地区地区計画は市街化調整区域である園部町船岡の旧川辺小学校跡地内と範囲としております。続きまして、2ページ計画図をご覧ください。本地区計画は、旧川辺小学校と旧川辺保育所の敷地のほぼ全域を対象として計画をしておりまして、用途の制限などが行える地区整備計画についてもおなじ区域を対象として計画をしております。3ページの計画書の地区整備計画欄をご覧ください。都市計画法に限定列挙された建築物しか建築できない市街化調整区域における、建物の立地に関する基準の緩和を主とした地区整備計画となっております。「用途の制限」とありますが、本来は市街化調整区域において建築できないものでも、この欄に記載する用途の建築物は建築を認めるものとなり、実質的な緩和を行っているところでございます。また、その緩和の内容につきましても、地域の皆さま方にご検討いただいた施設活用の内容がすべて網羅できるようなものとなっております。代表的なところではデイサービス、店舗、地域の集会所、そして工房などの用途が建築可能となります。加えて、すでに敷地内に立地とします、旧川辺保育所で運営しております「南丹市子育て発達支援センター」についても、地区計画の用途上問題ないことを確認しております。以上が、旧川辺小学校地区地区計画決定についての説明でございます。</p> <p>続きまして、議案第2号ですが、本地区計画におきましても同様に市街化調整区域に立地する小学校再編に伴う小学校跡地施設の利活用を推進し地域の活力維持を目指すために、施設利用の方向性を建物の用途の制限等により定めております。</p> <p>それでは、議案第2号の1ページ総括図をご覧ください。旧新庄小学校地区地区計画は市街化調整区域である八木町船枝の旧新庄小学校跡地内を範囲としております。つぎに、2ページ計画図をご覧ください。本地区計画は、旧新庄小学校の敷地のほぼ全域を対象として計画しており、用途の制限などが行える地区整備計画も同じ区域を対象として計画しているところでございます。3ページの、計画書の地区整備計画欄をご覧ください。都市計画法に限定列挙さ</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
	<p>れた建築物しか建築できない市街化調整区域における、建築物の立地に関する基準の緩和を主とした地区整備計画となっております。内容につきましては、旧川辺小学校の地区計画と同じ内容でございます。以上が、旧新庄小学校地区地区計画の決定についての説明でございます。</p> <p>最後に、「議案第3号」をご説明申し上げます。</p> <p>それでは、議案第3号の1ページ総括図とご覧いただきたいと思っております。旧吉富小学校地区地区計画は、市街化調整区域である八木町鳥羽の旧吉富小学校跡地内を範囲としております。続きまして、2ページ計画図をご覧ください。本地区計画は、旧吉富小学校の敷地及び南丹市立八木学校給食共同調理場の敷地から、借地として使用していた民地を除いたほぼ全域を対象として計画しております。本地区計画のみ、A地区とB地区に区分けをしており、用途の制限などが行える地区整備計画をそれぞれの区分けごとに計画しているところでございます。A地区には条例で定める共同調理場のみ立地可能という制限をもうけており、B地区には先にご説明した他の小学校跡地施設と同様の規制をもうけているところでございます。では、4ページの計画書の地区整備計画欄をご覧いただきたいと思っております。重ねての説明になるわけですが、A地区については学校給食の共同調理場をこれまでどおり使用できるよう立地基準を満たし、かつ、大幅な緩和にならないよう定めるものでございます。B地区については都市計画法に限定列挙された建築物しか建築できない市街化調整区域における、建物の立地に関する基準の緩和を主とした地区整備計画となっております。その内容については、先ほどご説明した旧川辺、旧新庄小学校の地区計画と同じでございます。以上が、旧吉富小学校地区地区計画決定についてのご説明でございます。</p> <p>なお、議案第1号から第3号につきましては、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、「南丹市地区計画等の案の作成手続きに関する条例」の規定に従い地区計画案を作成し、同法第17条第1項の規定により、平成28年5月12日に南丹市が公告し、同日より5月26日までの2週間、縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上、議案第1号から議案第3号の説明でございます。</p> <p>なにとぞ慎重審議賜り、承認いただきますようよろしくお願いをいたします。</p>
日向会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました件について、ご意見、ご質問など、ありませんでしょうか。</p>
川勝委員	<p>ご苦労様です。確認と、質問をさせていただきます。まず、間違いはないと思うのですが、1号議案・2号議案・3号議案とも偶然であろうと思うのですが、全て面積が0.9ヘクタールと同じ面積になっておるので、間違いはないと思うのですが、偶然0.9という同じ数字が出てきたのかなと、その確認をひとつしておきます。</p> <p>それとですね、吉富のA地区の給食センターなんですけど、これは既</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
	<p>存事業自体は実施されていると思うのですが、今の現状ですねこの都市計画法としての今回地区計画として挙がるんですが、B地区においては当然この都計審終わって最終決定ということでこの事業がなされると思うのですが、今現状事業されているという部分についての都市計画上の位置づけをひとつ知っておきたいなというふうに思います。</p> <p>それとですね、課長の説明でそれぞれの小学校の利活用の検討委員会等の要望事項ですか。こういうことやっていきたいということが全てが網羅できるという説明であったんですが。この中ですね、もしも例えば、パン屋をやっていて米屋がやりたいという部分ですね。これは、いわゆる都市計画法上の届出はいらぬのかどうなのか。</p> <p>という、この3点だけ、ちょっと聞いておきます。以上です。</p>
日向会長	そうしましたら、今3点、お答えをお願いします。
事務局 (森課長)	<p>ただいま、川勝委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。</p> <p>ただ今、説明させていただきました3つの地区計画につきまして、面積が0.9ヘクタールということでございますが、これはヘクタール単位で丸めておりましてですね、全部0.9ヘクタールということでございまして、面積のことにつきましては間違いではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>また、旧吉富小学校地区地区計画の関係でございます。現在の給食調理場につきましては、学校用途から現在暫定的に利用しているところでですね、今回提案させていただいております地区計画これが承認いただけることによって、正式に給食調理場として稼働いただけるという風に認識をしているところでございます。</p> <p>あと、用途の変更でございまして、地区整備計画に表示をしております、食品製造業とかそういった関係でですね、パン屋をされていたものが米屋というところでございますが、都市計画法においては吉富小学校ですとB地区ということで(5)という表示をさせていただいておりますひとつの項目のなかに入っておりますので、その部分についての変更は生じないというところでございます。ただし、出力の制限をかけておりますので、原動機につきましてはご注意いただきたいというところでございます。以上です。</p>
川勝委員	ありがとうございます。
山口委員	川辺小学校なんですけど、地区界の取り方で府道に面した所の間口が狭くて三角地帯のところがあるのですが、これは区域の中を含めるといったことが物理的に無理なのか。その辺だけ、私もちょっと現状がわかりませんので、ご説明願えたらと思っています。2ページですね。将来的に見れば、府道に面した所も全部一緒に区域に入れられた方がいいんじゃないかと思ったのですが、その辺は。

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (森課長)	山口委員のご質問にお答えをさせていただきます。川辺小学校、恐らく、2ページで言いますところの右下の部分をおっしゃっているように思うわけですが、地番界と表示しております部分から図面上、下の府道までの間につきましては民土地となっておりまして、学校敷地ではございませんので、今回その部分については入れておりません。以上です。
日向会長	山口委員さんよろしいですか。
山口委員	はい。
森委員	先ほどの、川勝委員と同じ質問になるかもしれませんが、1号議案の子育て発達支援センター、今現在使われておりますけど、これの開設するときに調整区域ということで地区計画の話等があったとは思いますが、それは先ほどの説明と同じ形で良いのか、ちょっと確認だけしておきたいと思えます。
事務局 (森課長)	森委員のご質問にお答えをさせていただきます。旧川辺小学校地区の現在発達支援センターとして活用されております、旧川辺保育所につきましては開発許可を取られて今現在運用をされておるといふように認識をしておるところでございます。
辻委員	3つともなんですけど、この地区計画で定められるのですけども建物なんですけど耐震化っていうのは地区計画の要件にはなっていないのか。古い建物なので耐震化も。
事務局 (堀江部長)	耐震化につきましては、地区計画の要件には含まれないものというふうに理解をしておりますが、この3校いずれも耐震の強度の方は確実にあります。不足しておりましたものは、補強工事が終わっておりますので、耐震上問題はない施設となっております。
辻委員	ありがとうございます。
日向会長	他にいかがでしょうか。
森委員	すいません、会長。 直接、都計審とは関係ないですけど、ちょうど企画の部の方も来ておられますので、ちょっと参考までに教えていただきたいんですけど、今現在3校の地区計画が挙がっておりますけども、あとの学校の要望的なもので都市計画法にはかからないんですけど、それについてはどういう形で都市計画法にかからないのか。ちょっと参考だけに教えていただければありがたいんですけど。
事務局 (堀江部長)	失礼をいたします。11校のうち、都市計画法に該当します学校は、実は4校ございます。本日は3校お世話になっておりますが、摩気小学校が市街化調整区域に含まれておりますので、その1校がまだ今回地区計画を設定する為の準備の環境が整っておりませんので、本日は議案としてお出しをしております。これについては、要件の整い次第、また、ご審議いただきたいというふうに思っております。 残ります学校につきましては、都市計画区域外でございますので、都市計画法の制限というものは該当してまいりません。 ただ、活用にあたりましては、各種の法手続き等の関連は出てまいりますので、それについては個別に対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。
日向会長	よろしいですか。

発 言 者	発 言 内 容 等
森委員	はい、結構です。
日向会長	他に、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。 よろしいですか。 それでは、特段質疑は無いようですので、「議案第1号 南丹都市計画 旧川辺小学校地区地区計画の決定（南丹市決定）について」「議案第2号 南丹都市計画 旧新庄小学校地区地区計画の決定（南丹市決定）について」「議案第3号 南丹都市計画 旧吉富小学校地区地区計画の決定（南丹市決定）について」は原案通り承認してよろしいですか。
委員全員	異議なし。
日向会長	ご異議なしと認めますので、議案第1号から第3号は、原案どおり答申することといたします。
議案第4号	南丹都市計画 内林地区地区計画の変更（南丹市決定）について
日向会長	続きまして、「議案第4号 南丹都市計画 内林地区地区計画の変更（南丹市決定）について」を審議いたします。 事務局から説明を、お願いします。
事務局 (森課長)	それでは、引き続きお世話になります。 「議案第4号 南丹都市計画 内林町地区地区計画の変更（南丹市決定）について」をご説明申し上げます。 前回の都市計画審議会でご承認いただきました、内林町地区の地区計画について更に変更を行おうとするものでございますが、これは「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」の一部改正によりまして、ナイトクラブの営業につきましても、その一部が風俗営業から除外され、建築基準法においても風俗営業として立地の規制をしていた「ナイトクラブ」について当該規制が廃止されたことによるものであり、前回のダンスホールに加えて国からの技術的助言がなされたことを受けてのことに伴うものでございます。具体的には、これまで「内林町地区地区計画」において建築物の用途の制限として「ナイトクラブ」の建築は認めておりませんでした。これを認めていこうとするものでございます。 議案第4号の1ページをご覧くださいと思います。赤のラインで囲んでおります箇所が、「内林町地区地区計画」を設定している箇所でございます。さらに、内林町地区を当該地区計画の中でA地区からD地区に分類しており、それぞれの地区配置を2ページにお示ししております。 変更箇所につきましては、4ページをご覧くださいと思います。上段に「建築物等の用途の制限」という欄がございます。この欄は、AからDまでのそれぞれの地区において建築してはならないものを規定しております。その一番右側、D地区の欄では、これまでD地区においては建築基準法別表第2（ち）項第2号の記載をそのまま転記し、用途の制限してございましたので、今回の風営法の改正に伴い「ナイトクラブ」の文言を削除するものでございます。加えて、現状の表記では法の改正のたびに地区計画をその都度改正せざるを得ない状況でございまして、今後そのような状況にも柔軟に対応できるよう整

発 言 者	発 言 内 容 等
	<p>理を行い、「建築基準法別表第2(ち)項第2号」を引用する文言に修正をするものでございます。</p> <p>なお、議案第4号につきまして、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、「南丹市地区計画等の案の作成手続に関する条例」の規定に従い地区計画案を作成し、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、平成28年5月12日に南丹市が公告し、同日より5月26日までの2週間、縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。以上が、内林町地区地区計画変更についての説明でございます。</p> <p>なにとぞ慎重審議賜り、承認いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
日向会長	<p>ただ今、事務局より説明ありました件について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>いかがでしょうか。特段、ございませんか。</p> <p>そうしましたら、「議案第4号 南丹都市計画 内林町地区地区計画の変更（南丹市決定）について」は、議案通り承認してよろしいでしょうか。</p>
委員全員	異議なし。
日向会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「議案第4号 南丹都市計画内林町地区地区計画の変更（南丹市決定）について」は、原案通り答申することといたします。</p> <p>次に、「その他」について、事務局から何かございませんでしょうか。</p>
(6) その他	立地適正化計画策定に係る小委員会の設置について
事務局 (森課長)	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>その他の案件といたしまして、前回の都市計画審議会におきましても「立地適正化計画」のご説明とご依頼をさせていただいたところでございます。今回再度、ご説明をさせていただきまして、その後、小委員会の設置に関しましてお伺いをさせていただきたいと思っております。</p> <p>お手元資料、緑の仕切り以降に「その他の案件」といたしまして立地適正化計画に関する資料を添付させていただいております。</p> <p>現在、全国的な少子・高齢化を背景に地方創生の中でコンパクトなまちづくり、いわゆる「コンパクトシティ」の形成を国において進めをされているところでございます。</p> <p>1ページをご覧いただきたいと思います。現在、多くの地方都市における現状や抱えている課題といたしまして、まず、急速な人口減少と高齢化が挙げられます。右側に南丹市の推計を掲載しておりますが、2010年と2040年（推計）を比較しますと、人口においては10,000人以上減少する見込みであるのに対し、高齢化率は10ポイント以上増加することが見込まれておる状況でございます。</p> <p>次に、住宅や店舗等の郊外立地の進展によりまして市街地が拡散し、低密度な市街地の形成が進んでいることが挙げられます。南丹市の人口集中地区いわゆる「DID」の推移を見てみましても、DID地区の面積が拡大してきているのに対し、人口密度が減少傾向にある</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
	<p>のが分かるかと思えます。</p> <p>最後に、厳しい財政状況が挙げられます。こういった状況の中、今後も都市を持続可能なものとしていくために「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すことが重要となってきております。</p> <p>2ページをご覧いただきたいと思えます。表にもありますとおり、人口密度と1人当たりの行政コストとの間には一定の関係がございまして、持続的な都市経営を維持するためには、人口密度を高め、行政効率を図ることが不可欠であります。</p> <p>こういったことを踏まえまして、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設等にアクセスできるなど日常生活に必要なサービスや行政サービスなどが住まいの身近に存在するまち、すなわち、多極ネットワーク型コンパクトシティこれを形成していこうとするものでございます。</p> <p>この多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた実行計画として作成するのが「立地適正化計画」でございます。3ページの立地適正化計画のイメージ図をご覧いただきたいと思えます。色分けや実線、破線等でそれぞれ区域を示しておりますが、市街化区域の中に「居住誘導区域」を設定し、その中に都市機能いわゆる医療・福祉施設や商業施設こういった生活サービスを誘導する区域「都市機能誘導区域」や誘導する施設を設定し、それぞれの居住誘導区域や都市機能誘導区域を公共交通によりつなげ、アクセスしやすくするといったことを具現化するための計画が「立地適正化計画」でございます。</p> <p>続いて、5ページをご覧いただきたいと思えます。立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版としてみなされておりました。おおむね20年後のまちの姿を展望して作成することとされております。</p> <p>また、立地適正化計画作成の流れとしまして、左側の図に全体の流れを掲載しており、立地適正化計画検討の流れを右側に抜き出してお示しております。</p> <p>全体の流れとしましては、立地適正化計画を作成し、公表後、事業や施策を実施し、計画の達成状況の評価や都市計画審議会への報告を行う中で、必要に応じて計画の見直しを行っていくこととなっております。</p> <p>立地適正化計画検討の流れとしまして、現状や将来における都市構造上の課題の整理や分析を行い、まちづくり等の方針を検討し、誘導区域の設定等をしていく中で「立地適正化計画案」を作成していくこととなっております。現在、この流れの中で事務を進めているところでございます。</p> <p>また、立地適正化計画の作成に当たりましては、多様な分野の計画や施策との整合・連携が必要となってまいります。6ページにもございますように、現在、庁内検討委員会を設置し、連携に向けた取り組みを行おうとしているところでございます。</p> <p>立地適正化計画の作成に係るスケジュールにつきましては、現時点での予定といたしまして、7ページにお示ししておりますとおり、い</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
	<p>ずれにいたしましても、こういった計画は、広く市民の方々のご意見等もお聞きする中で作成していくことが重要であると考えております。そういった期間の十分な確保に努めていきたいと考えております。</p> <p>以上が、立地適正化計画の作成についての説明であります。国におきましても、立地適正化計画を作成していくうえでは内部において十分議論を重ねることはもちろんのこと、できる限り外部組織による審議を賜り、ご意見等をいただく中で作成していくことが重要であることことから、今回、その外部組織としてこの都市計画審議会に小委員会を設置させていただきたいと考えております。</p> <p>まずは、このことについて、ご承認をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。</p>
日向会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、ご説明いただきました件について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
野中委員	<p>すいません、図面を見せていただいたら南丹市の場合は2010年に3万5千人あまりの人口が40年には2万4千人あまりに減員するという形に書かれております。やはり、私は計画の中で人口を減っていくということを当たり前にしてしまったら、大変だと思います。やはり、いかに人口を確保していくかというのが、我々みんなで考えていくべき重要な課題だと思います。だから、こんな形で人口が当然減るのだという意識で書かれることについては、私は大反対をしたい。できるだけ我々は増やす努力をしていこうじゃないかという、そんな申し合わせをするなら喜んで賛成しますけれど、それは大反対していかないといけない。というのが、私の意見です。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>ただ今、野中委員からご意見を頂戴いたしました。</p> <p>確かに、現在から2040年にいきますときに2万4千人ということでこのままいきますと人口が減少してくということでございます。ただ、私ども南丹市におきましては定住促進アクションプラン等もたてましてですね、この数字がそのまま下がっていくのでは無しに2万9千人という、その目標というものも持っておりますので、ただこのまま推移していく数字を見守るのでは無くて、これはこのようにならないように施策を講じていきたい。このように考えておりますので。</p> <p>ただ、現状としては、何もしないままいきますとこのように2万4千人ということになりますので。こうならないようにそれぞれの施策を具体的な施策として取り組んでまいりたいと、このように考えております。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
前田委員	<p>今、野中委員が言われた意見と、私も同じ考えで。</p> <p>南の方では精華町をはじめ、京都はベンチャー企業がたくさん入っています日本電産とか京セラとか、こういったところの企業立地をすると人口はどんどん、どんどん増えて、私も個人的に府議会議員の友達がおりまして議会報告の中でどんどん送ってくるのですが。今人口7万3千人。どんどん南の方は企業を立地して、本当に大きなサントリーも完成していますし。そこで、人口を減らさへんためには、やはり野中委員も言われましたように、僕の場合は企業立地して縦貫道路でどんどん、どんどん便利になっていますから、我々の業界でも以前は宇治とか京都市内から園部なんかに来ることはまず考えられなかったんですけど、今大山崎からどんどん来られていますから、企業さえ立地したら私は人口は減らないではないかと思う。</p>
日向会長	<p>これまでのいろんなデータ読むと、こういうふうな人口減少データが出ているのだけれども、そうならないようにはどうすればいいか、というためのその仕組みつくっていいこうとその委員会を設置しようということですので、この人口減という数字だけが独り歩きするたいへん不具合もあるでしょうけど、そうではなくてそれを少しでも抑えられる、或いは増えていくような、そういう方向でみんなで取り組んでいいこう、そういう趣旨だと思いますので。そこはご理解いただければありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
辻委員	<p>この人口減少数値の、1万5百人減というのは、何もしなかって施策が無い場合にといい前提なんですよね。人口を減少させないように野中委員も前田委員も言われましたけれど、どうしたら減が増えて、逆に増加に転ずることができるかをいうふうなことの検討をこの小委員会なりでやっいいこうと言うことで理解しておるんですけど。それでよろしいですか。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>今、辻委員がおっしゃいましたとおりでございまして、野中委員・前田委員からもご意見ありましたとように、やはりどうしたら人口減を食い止められるのか、増やしていけるのかということをも委員会の中で立地適正化の中で見い出していきたい。そのように考えています。</p>
野中委員	<p>ただ、私が言っておきたいのは、私が町長の当時に子宝条例というふうな条例を作って、子供を産み育ててほしいというそんな対応をした経緯があります。その当時には園部町は、おかげさんで全国的には110人ほどの子供が多く生まれたという実績もあるわけがございます。</p> <p>だからやはり、行政がそれなりの気持ちになって対応したら、それなりに私は子供を産み育てる条件は、それなりに行政も支援をしてやるということも大切ですので、そういうことも考えていただきたいと申し上げておきたいと思ひます。</p>
日向委員	<p>そういったためにも委員会設置というふうに掲げられていると思ひますので、特にご意見を反映いただくような形で小委員会を設置するというこゝでいかがでしょうか。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
川勝委員	<p>小委員会の設置には、何も異議ございません。ただ今、2人の委員からもありましたけれど、この人口減少ということ、これは現実味を帯びた数字だと思うんですが、ただですね1点だけですね南丹市総合計画と、先ほど部長からありました定住促進アクションプランとの数字、この関わりだけちょっと抑えておきたいなと思うんですが。</p>
事務局 (柴田部長)	<p>今、川勝委員からご意見いただきました、定住促進アクションプランと全て一致をいたしておりません。ただ、南丹市としては2万9千という目標数字を持っておりますけれど、それに必ずそれというのではなしにそれぞれ国からの調査結果が出ておりますので、その辺も踏まえながら、今後具体的な施策を打っていきたいとこのように考えております。</p>
日向会長	<p>小委員会の設置そのものについては、みなさんご意見無いということですので、設置については承認するというにいたします。 それから、事務局から。</p>
事務局 (森課長)	<p>小委員会設置につきまして、ご承認賜り、誠にありがとうございます。 それでは、続きまして小委員会事務の選出につきまして提案をさせていただきたいと思っております。委員選出に先立ちまして、委員会の流れを簡単にご説明申し上げます。 昨年度、事務局におきまして、まちづくり方針や誘導方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域や誘導施設の素案を検討したところでございまして、今年度、それらを基に、市内部で構成します「庁内検討委員会」で関係部署が所管する計画や施策との整合、連携を図ることとしております。また、誘導施策についても同様に今年度、素案を作成して庁内検討委員会で検討を行っていくこととなります。 これら庁内検討委員会で検討したものを小委員会にお諮りさせていただき、ご審議、ご意見等をいただくことを考えております。現時点での予定としましては年3～4回程度、開催をさせていただきたい方向で考えております。 今回選出いただく委員としましては、幅広いご意見をいただきたいとの考えから、学識経験者2名、市議会議員1名、行政関係者1名、市民公募の方2名の計6名の方を選出いただきたいと考えております。以上、よろしくお願いをいたします。</p>
日向会長	<p>ただ今、小委員会の委員を選出していただきたいということでございましたけれど、いかがいたしましょうか。何かありますか。</p>
小中委員	<p>事務局案がもしあれば、ご提示いただけたらなと思っておりますけれど。</p>
日向会長	<p>というふうに、事務局案があればということでございましたけれど、いかがでしょうか。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (森課長)	<p>ただ今、事務局案というお声をいただきました。それでは僭越ではございますが、事務局から委員の推薦をさせていただきたいと思えます。</p> <p>学識経験者の中から「山口 均 委員」、「垣村 和男 委員」 市議会議員の中から「川勝 儀昭 委員」 行政関係者の中から「辻 謙一 委員」 市民公募の中から「前田 利通 委員」、「山内 紀子 委員」 以上6名の方に小委員会委員としてお世話になりたいというふう に考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
日向会長	<p>ただ今、事務局から6名の委員推薦がございました。皆さまいかが でしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
日向会長	<p>それでは6名の委員の皆さまには大変お世話になりますけれど、よ ろしく願いいたします。</p> <p>その他、事務局から何かございますか。</p>
事務局 (森課長)	<p>ただ今、小委員会の設置並びに委員の選出につきまして、大変お世 話になりありがとうございました。</p> <p>第1回目の小委員会の開催につきましては、現時点、時期などは決 まっておりますが、決まり次第、ご連絡をさせていただきますので、 よろしく願いいたします。</p>
日向会長	<p>以上で、その他を含めまして本日の議事は全て終わりましたけれ ど、全体を通して各委員のみなさんから何かご意見ございませんか。</p>
川勝委員	<p>先ほど、聞き漏らしたのですが、1号、2号、3号承認ということ なんですが、この小学校の実際に利用されるにあたって今後のスケジ ュール的なものをお聞きしておきたいなと思えます。</p>
事務局 (堀江部長)	<p>今後のスケジュールでございますけれども、本日審議会の方でお世 話になりましたので、この審議会での答申を頂戴しまして、市としま しては知事協議を経まして、都市計画決定、告示の方を行ってまいり たいと思っております。</p> <p>その後、開発許可にあたります都市計画法43条の許可の手続きに 必要な分については進めていくということを予定をいたしております。 以上でございます。</p>
川勝委員	<p>協議なり告示の関係がどうなるかはわかりませんが、スムーズに行 ったとして、例えば来年度ぐらいから地元で利用できるのかとか、 一定ですねスムーズに行った場合にですね、どれぐらいの時期になる のかというのがもしおわかりましたら。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (柴田部長)	今、川勝委員からのご意見がございました。それぞれ許可には日数もかかりますし、それぞれ学校の状況にもよります。全て同じ進捗度合ではございませんので、その辺加味いたしますと、何とか早い時期に利活用していただけるようには努力はしたいと思うんですけども、それぞれ学校によりまして状況が違ってまいりますので、何とか全力で使っていただけますように努力はしてきたと、ただこの場で明言して「いつまで」ということになりますとそれぞれまた地元の検討委員会の協議も控えておりますので、その中で少しでも早くなっていたるように努力してまいりたいと思っております。
日向会長	よろしいですか。
川勝委員	はい。
日向会長	他に、何かございますか。 特段、ございませんか。 それでしたら、本日の審議、全て終了いたしました。なお、本日議事として審議いただきました議案につきまして、市長へ答申する必要があります。答申書につきまして、原案通り答申するという事で、会長、副会長に一任いただきたく存じますけれど、ご異議ございませんでしょうか。
委員全員	異議なし。
日向会長	ありがとうございます。 それでは、答申書の作成につきましては、私と、野中健一副会長で作成し、このあと市長へ答申させていただきます。 本日は、慎重審議いただきまして、また議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。 これからまたお世話になりますけれど、よろしく願いいたします。ありがとうございました。
(7) 副会長あいさつ	
事務局 (柴田部長)	日向会長、どうもありがとうございました。 本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。閉会にあたりまして、野中健一副会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。
野中副会長	みなさん、本日はご苦勞様でございました。ちょうど今3時になりました、ちょうど1時間の審議でございました。 まだ梅雨はちょっとあけてないようなので、これから、益々暑くなるとは思いますけれど、みなさん健康だけは気をつけていただきたいと思っております。 そして、また今日の議題で出ておりました旧小学校の跡地利用の話ですけど、これも長年地域で中核的な役割を果たしてきました。南丹市にとりましては、重要な大事な資源でございます。できるだけ、有効な活用方法で活かされることを願っております。どうもありがとうございました。
事務局 (柴田部長)	ありがとうございました。 これで、第13回南丹市都市計画審議会を終了させていただきます。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

議事録署名

上記のとおり第13回都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、下記のとおり署名し押印する。

平成 年 月 日

署名人

平成 年 月 日

署名人
